１．コンプライアンス推進の取組み状況について

（１）島根原子力発電所点検不備等に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

前回委員会報告以降における再発防止対策の主な取組み状況は次のとおり。
なお，全体の実施状況は別紙のとおり。

ａ．不適合管理プロセスの改善

２０２１年５月～２０２１年７月の不適合判定検討会において，４７１件の不具合情報を審議し，このうち７０件を不適合とした。

上記期間中，Ａ，Ｂグレードの不適合事象は発生していない。

ｂ．原子力部門の業務運営の仕組み強化

・原子力部門戦略会議を定例的に開催し，点検不備問題およびサイトバンカ建物未巡視問題に係る再発防止対策について進捗状況やその運用状況等を確認した。

・原子力安全維持・向上活動，パフォーマンス指標（PI）の検討状況，廃棄物委員会等の活動状況について確認した。

ｃ．原子力安全文化醸成活動の推進

（ａ）役員と発電所員との意見交換

日程	出席者	テーマ
8/2	・芦谷副社長 ・発電所員 （副長クラス　10 名）	・職場の現状と今後の課題について

（ｂ）お客さま視点の価値観を認識する機会拡大

個々の業務の重要性や地域との関わりに関する認識向上のための地元行事や社会貢献活動等への参加については，新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら，可能な範囲での取組みを継続中である。（６・７月，清掃活動に参加）

（ｃ）原子力安全文化の日の行事（６月３日）

「社長訓話」をはじめとする行事の様子を撮影した録画ＤＶＤを発電所構内の協力会社に配付し，協力会社社員一人ひとりがＤＶＤを視聴するよう依頼した。

＜視聴後の主な感想等＞

・原子力安全文化を浸透させるためには，中国電力だけではなくグループ企業や協力会社が一体となって推進していく必要がある。

・ファンダメンタルズを活用し，原子力発電所で働く者としての心得，基本行動を身に付け，地域社会から信頼されなければならないと感じた。

・過去に起こしたことは変えられないが，二度と同じことを繰り返さないためにも，原子力安全文化の日を通じて風化させてはならないと感じた。

（２）島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に対する取組み状況

■再発防止対策の主な実施状況

直接的な原因および根本的な原因に対する再発防止対策は，２０２１年１月末までに完了しており，今後も，日常業務の仕組みの中でＰＤＣＡを回して，自律的かつ継続的に改善を図りながら，実施していく。

なお，サイトバンカ問題の調査結果を踏まえた原子力安全文化の更なる向上，高み目指す取り組みとして検討を行っていた「現場に即した活動となる仕組みの構築」については，２０２１年７月，原子力部門の業務の監視・評価機能を電源事業本部（原子力品質保証）に設置し，協力会社を含めた原子力安全や安全文化醸成に係る監視・評価機能の強化を図ることとする。

更に，今後は上記監視・評価を主たる業務とする組織を電源事業本部内に設置し、原子力強化プロジェクト機能を移管して原子力安全文化醸成活動を一元的に管理する方向としている。

＜前委員会以降に進捗した日常業務として実施している主な再発防止対策＞

○日常業務における問題点や気付き事項を抽出する「業務点検活動」

昨年度の活動として，総数２０７件の問題点や気付き事項を抽出し，対応が必要であると判断した１４８件※のうち，６月末時点で８３件について対応を完了し，その結果は所属長の承認後，課内および社内関係者で共有している。

なお，対応は不要と判断した事項については，以下の例のように考え方や理由をフィードバックした。（※上長のフォローにより直ちに解決・改善できたものは含まず。）

・プラントの異常の早期発見のため自主的に実施している「プラントデータ採取」は，教育等の増加に伴い繁忙になることが予想されるため「やめる」という整理があるのではないかという気付きに対して，再度「プラントデータ採取」の重要性・必要性を説明し動機付けを実施。

・火災にかかわる班内教育で毎年消火器および消火栓使用の実技教育を実施しているが，消火栓は初期消火で使用しないため不要ではないかという気付きに対して，初期消火対応手順書では，消火器の種類，消火栓の使用について明記されており，消防チームの現場到着までの間で運転員が対応する可能性もあることから，反復訓練は必要であることを説明。

（３）点検不備問題に対するこれまでの取組みを踏まえた今後の対応

2010 年に点検不備問題の発生以来，原子力強化プロジェクト（以下，強化ＰＪ）を設置し，再発防止対策アクションプランを策定し原子力安全文化の醸成や安全性向上に向け取り組んできたが，2015 年にＬＬW流量計問題，2020 年にサイトバンカ建物の巡視未実施問題が発生した。

各事案が発生した都度，原因分析と再発防止対策を実施するとともに，原子力安全文化の醸成に取り組んできたが，このたび，これまで実施してきた取り組みの評価および今後の対応について取りまとめた。

（４）コンプライアンス推進施策の主な実施内容

ａ．コンプライアンス経営推進誓約（６月）

６月の人事異動に伴い対象となった取締役および組織の責任者（執行役員含む）３０名が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名し，執務室に掲示している。

ｂ．コンプライアンスガイドラインの改訂（６月）

社会情勢の変化や法令等の動向を踏まえた年１回の定期見直しを行い，全社員へ周知した。

ｃ．所属長による業務点検（５～８月）

全所属長（ライン課長・マネージャー）が全社共通項目や事業本部等の独自項目にもとづき点検を実施し，部長・所長等との話合いを通じて，取り組むべき課題を抽出。コンプライアンス推進部門は，各職場の点検結果および取組み事例を所属長へフィードバックした。

なお，今年度は，今後の所属長の取組みの参考となるよう，他の所属長の取組み事例をより多くフィードバックした。

ｄ.不適切事案の水平展開（７月）

中国電力グループで発生した不適切事案や企業倫理相談窓口へ通報された事案（２０２０年１１月～２０２１年４月）について，各事業本部・部門およびグループ会社へ水平展開を実施（今年度１回目）。

ｅ.階層別研修（ステップアップ研修）（７～９月）

人材活性化部門が実施するステップアップ研修と連携して入社３～６年目の社員２８４名を対象にコンプライアンス研修を実施中。

集合研修を実施したクラスは，コンプライアンス違反がもたらす影響について話合い，問題を率直に相談・共有できる職場風土の醸成の重要性について事例検討を交えて説明するとともに，新型コロナウイルス感染予防対策として研修日程を短縮しオンラインにて研修を実施したクラスは，個人学習としてコンプライアンスに関する動画を視聴した。

ｆ.エネルギアグループ　コンプライアンス特別研修（８月）

当社・グループ会社の役員など約１００名を対象に，コンプライアンス経営に関する会長訓示および社外講師によるオンライン講演を実施した。研修内容はビデオ教材として社内公開中で，後日，社内報９月号にも掲載予定。（昨年度と同様，新型コロナウイルス感染拡大防止のため，対象者を限定して開催）

（ａ）会長訓示

- ➢ コンプライアンス最優先の業務運営を徹底させるため，次の２点を要請。
  - ✓ 自社の常識を疑うこと。
  - ✓ 不正な芽の察知と機敏な対処。

（ｂ）社外講師講演

【演題】経営者が取り組む平時のリスク管理と有事の危機管理

【講師】竹内　朗　氏（弁護士／公認不正検査士）

【概要】近年の企業不祥事に共通する特徴などを紹介したうえで，有事におけるステークホルダー対応の要点等について，解説いただいた。

ｇ．グループ会社の管理・指導面

（ａ）エネルギアグループ コンプライアンス・リスク管理責任者会議（７月）

今年度１回目を開催し，各社の責任者へコンプライアンス推進の取組み等について働きかけるとともに至近の情勢について情報交換を実施した。

（主な実施内容）

- ✓ 中国電力グループにおける経営リスク・内部通報の現状説明
- ✓ グループ会社（２社）からのコンプライアンス推進等の取組み事例紹介
- ✓ 中国電力グループにおける不適切事案の水平展開
- ✓ 改正個人情報保護法の動向

（ｂ）課題のあるグループ会社に対する親会社としての対応（８月）

課題のあるグループ会社（１社）と意見交換を実施した。

２．内部通報制度の運用状況について

２０２１年５月～７月の間に，相談窓口に１３件の通報・相談が寄せられた。いずれの事案についても必要に応じて事実調査等を行い，顕名による通報・相談者には結果を連絡するなど対応した。

社内・社外別 通報・相談件数 （件）

	５月	６月	７月	計
社内窓口	６（２）	５（１）	１（０）	１２（３〔１〕）
社外窓口	０（０）	０（０）	１（１）	１（１〔０〕）
計	６（２）	５（１）	２（１）	１３（４〔１〕）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。さらに〔　〕は中国電力ネットワークに関する相談を再掲。

顕名・匿名別 通報・相談件数 （件）

	５月	６月	７月	計
顕　名	３（１）	５（１）	２（１）	１０（３〔１〕）
匿　名	３（１）	０（０）	０（０）	３（１〔０〕）
計	６（２）	５（１）	２（１）	１３（４〔１〕）

（　）はグループ会社に関する受付件数を再掲。さらに〔　〕は中国電力ネットワークに関する相談を再掲。

（参考）中国電力ネットワーク相談独自窓口への通報・相談件数（件）

	５月	６月	７月	計
顕　名	０	１	１	２
匿　名	０	０	０	０
計	０	１	１	２